

第一章 序論

1-1 本研究の背景

近年、人間社会の肥大化と産業革命以降の技術革新により、社会生活の中で使用する資源やエネルギーは急激に増加し、それに伴い排出される廃棄物の種類や量も膨大なものとなっている。廃棄物処理法によって、処理されるべき産業廃棄物の不法投棄が次々になされ、循環型社会構築の障害となっている。¹⁾

そのため、いくつかの都道府県及び保健所設置市では、不法投棄防止条例を制定し、不適正な処理の未然防止、適正処理の徹底を図るため様々な活動を行っていると考えられるが、その施行実態や運用実態については明らかではない。そこで、この施行及び運用実態を明らかにし、その効果を探る必要がある。²⁾³⁾

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、大きく分けて以下の3つである。

不法投棄防止条例の施行実態の明確化。

各都道府県による条例施行後の変化・対策など運用方法の明確化。

目的、を踏まえ、各自治体の条例の効果を明らかにする。

1-3 本研究の意義

不法投棄防止条例の施行後の実態を明らかにすることにより、現在施行されている条例の内容の整理、条例間での相違点を把握することができる。

また、施行・運用の実態を把握することにより、その条例が周りへどういった効果をもたらしているのか、条例の存在意義、価値を見出すことが出来る。これらより、本研究は不法投棄問題を考える上で意義のあることと考える。図1-1に、目的・意義フロー図を示す。

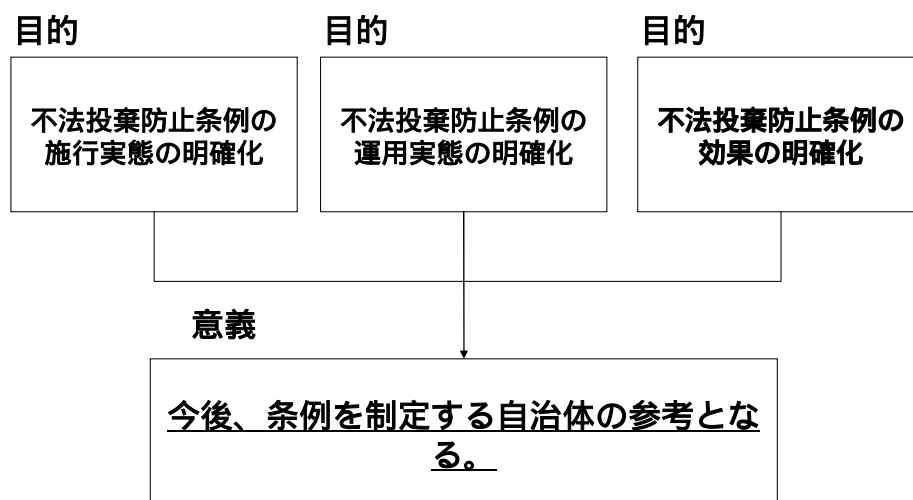


図 1-1 目的・意義フロー図

1-4 本研究の方法

表 1-1 に、研究方法を示す。

表 1-1 研究方法

目的 不法投棄防止条例の施行実態の明確化 ・不法投棄防止条例の明確化 各条例施行自治体のHPでの調査 ・不法投棄防止条例間の比較 各条例施行自治体のHPでの調査
目的 不法投棄防止条例の運用実態の明確化 ・条例施行自治体へのアンケート調査
目的 不法投棄防止条例の効果の明確化 ・環境省HPでのデータ整理

表 1-1 より、目的 については以下の 2 つの方法を用いる。1 つ目は不法投棄防止条例の整理である。不法投棄防止条例に記載されている項目で比較可能なものを抽出し、その項目ごとに条例施行自治体HPより、不法投棄防止条例を整理していく。2 つ目は不法投棄防止条例間の比較である。抽出した項目ごとに各自治体の条例を比較。そこで相違点を明らかにし、それらを条例施行自治体HPで調査を行う。

目的 については、条例施行自治体へアンケート調査票の送付し、各項目別の現状、問題点を調査。

目的 については、環境HP上でのデータ整理を行う。

1-5 本研究の構成

第一章は、本研究における背景・目的・意義・方法・構成・用語の序論。

第二章では、不法投棄防止に関する取り組みについて取り上げている。不法投棄防止条例の概要、その制定状況について詳述する。

第三章では、不法投棄防止条例の施行実態を明らかにするために、比較項目ごとに、記載状況、施行状況、現状、問題点等を詳述している。

第四章では、アンケート調査によって判明した運用の実態、それについての問題点を詳述する。

第五章では、不法投棄防止条例による効果を明らかにする。

第六章では、目的に対するまとめや、自治体によつての条例の存在意義、価値をまとめる。そして最後に、本研究の課題を示し、結論とする。

1-6 本研究の用語

* 条例：本卒論で「条例」とは、特に断りのない限り、「不法投棄防止条例」を意味する。

- * 不法投棄防止条例：不法投棄防止、不適正処理の防止、適正処理の促進、循環型社会推進を目的とする条例。
- * 県：本卒論で「 県」とは、特に断りのない限り、「 都道府県」を意味する。
- * 比較項目：不法投棄防止条例内の調査の対象とする41項目。
- * 項目記載率：全比較項目中、記載されている項目数の割合。
- * 近隣自治体：地理的に隣接している自治体、同一都道府県内の自治体の、いずれかに該当する場合を、近隣自治体とする。

<参考文献>

- 1) 北村嘉宣：各地で進む産廃判例，全国産業廃棄物連合会，INDUST,17(3),6(2002)
- 2) 伊藤隆晃：産業廃棄物の不法投棄の現状，建設関連業月報，建設総合資料社，10(2004),4～7
- 3) 石渡正佳：環境セミナー 廃棄物不法投棄対策への対応，紙パルプ技術協会，58(11),11(2004),1581～1597